

## 平成19年度那覇家庭裁判所委員会（第1回）議事概要

### 第1 開催日時

平成19年9月11日（火）午後2時～午後4時

### 第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者（委員）

青木孝之，嘉数武，加藤幸雄，熊谷雅宣，得津八郎，仲村守和，宮尾徹，  
宮里玲子，宮良直人，諸見里道浩，山舗弥一郎，横江崇

（五十音順，敬称略）

#### （説明補助者）

下川高範（事務局長），一尾信博（首席家裁調査官），羽山賢二（首席書記官）  
光末健児（主任家裁調査官），河合紀子（家裁調査官）

#### （庶務担当）

日野誠一（総務課長）

### 第4 議事概要

【発言者の略記＝◎：委員長，○：委員（裁判所委員は□）◇：説明補助者】

#### 1 開会宣言

#### 2 委員長あいさつ（那覇家庭裁判所長）

#### 3 新任委員等の紹介（得津八郎，仲村守和，宮尾徹，山舗弥一郎，横江崇）

#### 4 委員長代理の指名

小西前委員長代理が異動したことに伴い，加藤委員長から宮尾上席裁判官を  
委員長代理として指名した。

#### 5 意見交換

##### （1）意見交換テーマ

ア 子ども巡る夫婦間の紛争処理の実情について

イ 当事者の利用しやすい家庭裁判所について

##### （2）子どもを巡る夫婦間の紛争処理の実情について

## ア 概況説明

(ア) 子どもを巡る夫婦間の紛争の概要（宮尾徹裁判官）

(イ) 子どもを巡る事件への家庭裁判所調査官の関与（光末主任家裁調査官）

(ウ) 調停事件における調査官関与の一例（河合家裁調査官）

## イ 意見交換の概要について

- 沖縄は他県と比較した場合に離婚率が高いようであるとの説明がされたが、なぜ離婚率が高いのか分析されていれば教示願いたい。
- ◎ 分析はしていないので、印象を述べさせていただくと、離婚の背景として経済的要因が大きいと思われる。夫が一生懸命に働かず、酒を飲んで生活費も入れないといった実情が多い。比較的若い時に結婚し、経済的な基盤ができないままに生活しているという背景があると感じられる。また、DV関係の事件も多く、飲酒による暴力が多いと感じる。
- ◇ 女性が積極的に働いて、経済的に自立できるような状況にあることが、離婚率も高くなるという結果につながっていると思われる。
- 試行的面接交渉は、それを実施した結果、一方の親が勝手に子どもを連れて行ってしまうという危険性があると思われるが、そのような不測の事態を避けるためにどのような配慮を行っているのか。
- ◇ 試行的面接交渉を実施する場合は、当事者が約束を守れるか否かの見極めが大事であるため、その点について十分な調査と説明を行ってから実施している。
- 弁護士の立場からは、離婚調停等の事件は感情的な対立が激しいので、通常の事件より負担感は大きいと感じている。弁護士としては、依頼者の利益を守らなければならないが、依頼者の無理難題な要求に対しては、控えるように説得する場合もある。そのような場合、心理学や社会学の専門的分野を持つ家裁調査官から直に依頼者に話や説明を行うことは効果的であるし、裁判官からの直接働きかけも依頼者が納得する大きな要因となっている。また、資料収集も困難さを感じることもある。

- ◎ 人訴訟事件の場合について、訴訟代理人としての立場からも家裁調査官の関与は有用だと考えているのか。
- 個人的な見解ではあるが、先程話をしたように依頼者が納得するという面からみても家裁調査官の関与は有効だと考えている。
- 今回のテーマは子供の取り合いになるのが前提となっているが、逆に子供を押しつけ合う事件はないのか。
- そうした事案も若干ではあるがある。
- 離婚の調停事件の場合に、子供の取り合いの背後に沖縄独特の相続習慣があり、背後に強力な親族の存在があるため、話がこじれるというケースもあると思うが、特に親族関係や血縁関係の関与が強い場合にどのような調査を実施しているのか。
- ◇ そのような場合は、一般的には、調査の対象者を広げずに、当事者（夫婦）がどう思っているのかという意向を十分に確認し、一方の祖父母の意向を聞く必要があれば、他方の祖父母の意向も聞くというように相互の家族に不公平感を抱かれないよう、公平さを維持しつつ、調査を行いながら調査の対象者を絞り込んでいる。
- 調停事件を進める際は、真に親権者としてふさわしいのはどちらであるかということに留意しながら、子どもに影響が出ないよう慎重に配慮している。
- 親権者を指定する際のポイントとしてはどのようなものがあるのか。また、沖縄の特性である家督相続やトートーメーなど長子相続の意識が強いことが問題となるのか。
- 子供の年齢やこれまでの監護状況がどうであったかということは大きなポイントになるのではないか。また、親権者の指定と長子相続の関係では、監護権と親権者の指定を分離して欲しいというケースも少なくないと聞いている。
- 養育費を夫が支払う約束をして調停離婚が成立して、2年後、3年後に

養育費を支払ってもらえないということを耳にしたことがあるが、そのような場合にどのようにして支払ってもらえばよいのか。また、どのくらいの件数があるのか。

- その場合、「履行勧告」という手続がある。これは、家裁調査官が履行しない者に対して、養育費を支払うよう勧告する制度であり、毎月10件程度の申立てがある。また、調停調書や審判書を基にして、強制執行の手続を行うこともでき、給与の差し押さえや不動産の差し押さえもできる。ただし、養育費は毎月必要なものであり、今後も継続的に支払ってもらう必要があることから、まずは履行勧告をして、それがだめなら強制執行という当事者が多い。
- 親権者の指定の争いについては、全国的な数字と沖縄の数字がもっと客観的に分かれば、沖縄独自の傾向や印象が分かり、マスコミでの取り組みも行い易くなるのかなという思いがあり、今後、データの蓄積を行っていただきたい。
- 子どもを巡る夫婦間の紛争については、教育委員会の立場からすると、離婚しないようにという願いがある。例えば、片親であることから、親が遅くまで働いているため、子どもと朝ご飯を一緒に食べない。また、夜の10時以降の深夜徘徊を行い、結果として宿題を忘れてたり、宿題をやってこない等、親御さんの養育能力や監護能力に問題があると見受けられる方が多いという印象がある。
- 当社は従業員が500人、代理店が1700位あるが、若い人が離婚するケースがやっぱり多い。今日は家事係の家裁調査官の仕事について、表に出ない部分において専門性の高い処理をされて頑張っておられているということが分かり大変勉強になった。ところで、調査命令が出た後の調査期間がどの位かかるのか。また、親の監護状況、その補助者の状況、子どもの真意等の確認について判断が非常に難しい場合も一人の家裁調査官が担当するのか。

◇ 調査の期間については、事件及び調査内容によって異なる。調査内容については、調停委員会において調査の対象等をどこまで行うのかにより決められる。子の虐待など、緊急性を要する事案であれば、関係機関と連絡を取り合いながら、事態の解消に向けて限られた期間で調査を実施する場合もある。調査の対象が広い場合は、一月を越える場合もある。事案によっては、複数の家裁調査官が分担してそれぞれ調査したものを持ち寄って協議する場合や、共同調査ということで同じ事項を複数の家裁調査官で調査して、意見が偏らないように調整する場合もある。

### (3) 当事者の利用しやすい家庭裁判所について

#### ア 概況説明

(ア) 当事者の利用しやすい家庭裁判所について（下川事務局長）

(イ) 家裁事件の受付・相談関係（羽山首席書記官）

#### イ 意見交換の主な内容について

○ 那覇家裁のホームページについての更新状況と、家事事件の申立書式は那覇家裁のホームページからダウンロードできるのかお伺いしたい。

◇ 那覇家裁のホームページは、必要に応じて随時更新している状況である。また、申立書式についても那覇家裁のホームページから最高裁のホームページを通じて利用できるようになっている。

○ インターネットでの情報の取得は、最近、特に盛んになっているので、今後もインターネットでの情報を充実していただければ幸いである。

### (4) 次回のテーマ

◎ 次回のテーマは、この場での意見が出ないので、前回と同様に、2か月前に議題についての照会書面を送付する取扱いにさせていただく。

### 6 次回開催日について

平成20年3月4日（火）午後2時00分

### 7 閉会宣言